

8-5 日本政治のしくみと現状② <基礎編>

日本の政治はどのように行われているのだろうか？

地方自治

日本国憲法は新たに「地方自治」という章をもうけ、明治憲法のもとの中央集権体制とは違ったしくみを作った。そこには身近な問題を手がかりにして民主政治

に対する態度を着実に育てていくべきだとの考え、地方自治は「**民主主義の学校**」だという有力な考え方【①】があった。

そのために必要な原則が「地方自治の本旨」【②】である。それは地方公共団体の事務が中央政府から独立して行われるという**団体自治**と、住民によって地方自治が運営されるという**住民自治**の2つの側面からなると考えられてきた。

国政と異なり地方自治では、都道府県知事や市町村長といった首長が住民によって直接選挙される【③】。この点だけをとれば、大統領制に近い制度ともいえる。一方、住民は選挙によって都道府県議会や市町村議会の議員をも選出する。こうして選ばれた首長と議会とは、一種の抑制・均衡の関係に立ち、議会が首長の不信任決議権をもつ一方、首長は議会の決定に対する拒否権や議会の解散権をもっている。

地方自治には、こうした間接民主制に加えて直接民主制的なしくみもある。一定数の住民が賛同すれば、**条例の制定・改廃（イニシアチブ）**や、**首長や議員の解職（リコール）**などを求めることができるという、住民の**直接請求権**はその一つである。

近年、首長選挙における政党の相乗りや地方議会における無投票当選の増加、投票率の低下といったことが地方政治の沈滞を示すものとして問題になっているが、その一方で、具体的政策の是非を問う**住民投票（レファレンダム）**が各地で行われるようになった。

①フランスの政治家トックビルやイギリスの政治学者ブライスによってこのように呼ばれた。

②地方自治の基本原則（憲法第92条）

③地方議会と地方自治体の首長の任期は4年だが、住民の解職請求によって失職することがある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 150